

飯能市図書館資料除籍基準

(目的)

- 1 この基準は、飯能市図書館が、図書館資料の有効な利用を図るため、適正な資料構成の維持を目的として、資料の除籍に必要な事項について定めるものとする。

(用語の定義)

- 2 この基準の除籍とは、資料の廃棄、数量更生及び所管換をいう。

(廃棄)

- 3 廃棄は、次のものを対象とする。

(1) 亡失・不明資料

- ア 藏書点検で引き続き3年以上所在不明なもの
- イ 盗難、災害、転居その他の理由により回収不可能なもの
- ウ 利用者が紛失した資料で同一なものが弁償不可能なもの
- エ 督促にも拘らず未返却で、返却期限後3年が経過したもの

(2) 汚損・破損資料

- ア 汚損・破損が甚だしく、修理、製本が不可能なもの又はその価値がないもの

(3) 不用資料

- ア 学問、技術の進歩又は時間の経過により、その内容が資料的価値を失ったもの
- イ 新版、改訂版、増補版等の入手により、利用価値、資料的価値がなくなった旧版資料
- ウ 複本があり、利用も減少し、保存する必要のない資料
- エ 受入後、年数が経過した資料で、利用も減少し、保存価値のないもの
- オ 新聞、雑誌で、保存年限を経過した資料

(数量更生)

- 4 数量更生とは、分冊又は合本により数量を変じることをいう。

(所管換)

- 5 所管換とは、所属を異にする課所へ管理を換えようとするることをいう。

(除籍手続)

- 6 除籍手続は、飯能市財産規則(昭和39年規則第16号)による。

(その他)

- 7 この除籍基準に定めるもののほか、必要事項はその都度別に定める。

(附則)

この基準は、平成12年5月1日から施行する。